成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託

プロポーザル募集要項

令和５年９月
成　　田　　市

１．委託業務名

成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託

２．業務の目的

成田市内の中小企業は、若者の採用に意欲があるものの、中小企業への就職を希望する求職者数の少なさ及び離職率の高さが課題となっており、雇用のミスマッチが生じている。その背景には、若者が中小企業に魅力を感じないこと、または認知していないということが挙げられる。さらに、多くの学生は、大学への進学時等に都心部に通い、そこで就職して本市には戻らないという傾向が顕著である。

他方、中小企業側も若者を採用し、長期的に雇用していくノウハウや人事制度等の不足もあり、若者にとって魅力的な職場となり得ていない実態がある。

そこで本業務は、市内の中小企業に対し、政府が進める働き方改革に関する主旨、概要、またそれに伴う社内の人事・労務制度などの情報を提供し、若者等にとって魅力ある職場となるための足がかりとする。さらに若者等と中小企業の出会いの場を創出することで、若者等に市内中小企業を認知させ将来的な就労を促進し、市内の中小企業の人材確保を支援することを目的とする。

３．業務の概要

⑴ 仕様

「成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託仕様書」のとおり

⑵ 期間

契約を締結した日の翌日から令和６年３月３１日（日）まで

⑶ 提案金額の上限

提案金額は、金４，９９９，５００円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

４．参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

⑴ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

⑵ 本委託業務の参加者募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者であること。

⑶ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続きの申し立てがなされていないこと。

⑷ 本事業を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、国税及び地方税を滞納していないこと。

５．プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

(1)	募集開始	９月２５日（月）
(2)	質問受付期限	１０月２日（月）午後３時までに必着
(3)	質問回答期限	１０月１０日（火）
(4)	参加申請書提出期限	１０月１７日（火）午後３時までに必着
(5)	企画提案書提出期限	１０月２４日（火）午後３時までに必着
(6)	プレゼンテーション審査	１１月１日（水）（予定）
(7)	審査結果	１１月８日（水）（予定）
(8)	委託契約	１１月上旬（予定）

６．プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ｱ) 質問方法

質問書（様式 2）に記入したうえで、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

(ｲ) 電子メールアドレス（送信先）

shoko@city.narita.chiba.jp

(ｳ) 電子メールの件名

「成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託プロポーザル質問書（会社名）」とすること。

(ｴ) 受付期限（再掲）

１０月２日（月）午後３時までに必着

② 質問の回答

質問事項への回答は、１０月１０日（火）に成田市ホームページに掲載することにより回答する。

(2) プロポーザル参加表明

参加申請書を提出することにより参加表明を行ったものとする。

① 提出期限（再掲）

１０月１７日(火)午後３時までに必着

② 提出書類

参加申請書（様式 1）

③ 提出方法

電子メール又は郵送

※電子メールの場合は、件名を「成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託プロポーザル参加申請書（会社名）」とすること。

④ 提出場所

〒286-8585　千葉県成田市花崎町 760

成田市役所　経済部商工課

電子メールアドレス：shoko@city.narita.chiba.jp

⑤ 提出部数

1 部

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。なお、提出書類は全てＡ4 判縦で作成すること。

① 提出期限（再掲）

１０月２４日(火)午後３時までに必着

② 提出書類並びに作成に係る留意事項

(ｱ) 企画提案書（様式 3）

(ｲ) 見積書（様式 4）

「成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託」の見積書を作成し、内訳書（任意様式）を添付すること。

(ｳ) 会社概要（様式 5）

(ｴ) 誓約書（様式 6）

(ｵ) 業務実施計画（任意様式）

本業務を実施するにあたっての実施計画を図や表により作成すること。

(ｶ) 本業務に関連する業務実績（任意様式）

業務実績については、本業務に関連する業務でアピールできる代表的な実績を記載することとし、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、概要」を記入すること。

(ｷ) 業務実施体制（任意様式）

本業務を実施するにあたっての実施体制を図等により作成し、特にアピールしたい組織体制上の優位性を明記すること。

(ｸ) 納税証明書

税務署発行の納税証明書その 3 の 3

成田市に納税義務がある場合は本市の納税証明書も提出すること。

(ｹ) その他必要と思われる資料

③ 提出方法

企画提案書の提出は、持参又は郵送（簡易書留や特定記録郵便などの利用が望ましい）。

※郵送の場合は提出期間内の必着とする。

④ 提出場所

〒286-8585　千葉県成田市花崎町 760

成田市役所　経済部商工課

⑤ 提出部数

正本 1 部（代表者印を押印したもの）、副本 5 部

7　審査及び選定

(1) 審査方法

① 委託事業者の選定にあたっては、「成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づいて選定委員会を設け、審査を行い、本業務に適していると認められる委託事業者を選定する。

② 提出された提案書類を使用し、プレゼンテーションを行う。事前に提出された書類のほかにプレゼンテーション用の資料を用いることも可とする。その場合、6 部持参すること。

③ なお、提案書の提出が 1 者の場合でも、原則として聞き取り審査を実施す

る。
④ プレゼンテーション時間 20 分、質疑応答時間 10 分とする。
⑤ 実施日程等については別途通知を行う。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
実施体制	適正な実施体制（責任者，人員配置、役割分担等）となっており、業務を確実に実施することができるか。	10
業務理解及び本市特性の理解	本業務の目的、本市の雇用情勢並びに産業特性を理解し、効果的な事業を行う提案となっているか。	10
特設ホームページの開設・運営及び事業の広報	特設ホームページを開設し、イベントの内容や参加企業の情報をわかりやすく掲載する内容となっているか。広報物の作成部数及び発送先は適切か。チラシ以外の広報手法の提案があるか。	10
過年度参加企業へのフォローアップ調査	調査方法は適正で効果的か。	10
働き方改革セミナーの企画・運営	講師の選定方針やプログラムの内容が業務の目的に合致しており、企業からの参加者が分かりやすい内容となっているか。	20
マッチング会の企画・運営	参加者の来場を促す魅力的な内容となっているか。回りやすい会場レイアウト、効率よく面談できる仕組みなどの工夫はされているか。	20
類似業務実績	業務実績があり、確実に達成されているか。	10
見積もりの妥当性	経費の内訳は、業務内容に見合ったものとなっているか。	10
合　　計		100

(3) 審査結果
① 審査終了後、全てのプロポーザル参加者に文書にて結果を通知する。なお、通知する結果はプロポーザル参加者自身に関する結果のみとする。
② 審査内容の詳細についての問い合わせには一切応じない。
③ 優先交渉権者と契約に至らなかった場合、次点の者が優先交渉権者となる。

(4) 受注者の決定
選定された優先交渉権者から承諾届の提出を受けた後、受注者として決定する。

８　企画提案全般に係る留意事項

⑴ 参加希望者１団体につき、提案は１件とする。

⑵ 提出された書類は返却しない。

⑶ 本プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。

⑷ 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その複製を作成し使用することができるものとする。

⑸ 提出されたプロポーザルについては情報公開請求があったときは、提案者に公開の可否の意思確認をし、同意を得た場合は公開し、正当な理由をもって拒否の場合は公開できない部分を非公開とする。

⑹ 提出されたプロポーザルを公表する場合、その複製を作成し使用することができるものとする。

⑺ 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。

① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

② 参加資格を満たさない者から提出されたもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑦ この募集要項及び実施要領に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

⑧ その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

⑻ プロポーザル参加申請後、都合によりプロポーザル提出を辞退した者は、参加辞退届に辞退理由を明記のうえ代表者署名または記名押印し、提出すること。

⑼ 業務の詳細内容については、選定により決定した優先交渉権者と市との協議により決定するものとし、本要項の趣旨に反しない範囲で業務内容の修正等を行う場合がある。

⑽ 参加事業者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

９　担当部署

成田市　経済部商工課
所在地：〒286-8585　千葉県成田市花崎町 760
電 話:0476-20-1622　　FAX:0476-24-2185
電子メール:shoko@city.narita.chiba.jp